

チェコ 5月の動き

政治・経済日誌

3日 ●ドイツの航空会社・ユーロウイングスは、本日からプラハ＝デュッセルドルフ便を再開した。

4日 ●財務省によると、1～4月の財政収支は938億コルナの赤字で、赤字額は過去最高を記録した。4月単独では297億コルナの赤字であった。

●内閣は、国境管理を6月13日まで延長することを決定した。これまで越境通勤者、トラックのみに通行が限られていた国境を、5月11日より一般人も利用できるようになる。同日より国境を超えるバス、列車の運行も再開される。さらに5月11日より、第三国の国民で季節労働者、医療・社会福祉部門勤務者などにあたる者は、コロナウイルス感染テスト結果が陰性であることを条件に入国が許可される。また同日より非常事態宣言終了までの期間、チェコ在住者が入国の際、PCR検査結果が陰性であるとの証明書を持たない場合には、当該州衛生局に即刻入国の事実を報告し、且つ即刻PCR検査を受け、入国より72時間以内に州衛生局に結果を報告する義務を負う。

□ さらに同期間、チェコに入国する者は全て国内滞在期間中、あるいは入国より最長14日間職場への移動等必要不可欠な移動を除き、自由な移動が禁じられる。またやはり5月11日付で、チェコ在住者入国前の外務省への事前通知義務が廃止される。

●内閣は、コロナ感染対策により損害を受けた小規模有限会社の出資者を対象

に、3月12日～6月8日の期間、一日当たり500コルナ、一人当たり最高44,500コルナの補助金を支給することを決定した。但し出資者が2名以下（但し親族の場合は例外）で、アンチウイルス・プログラムなど他の補助金受給対象となっていないことが条件。個人事業者に対しては同様の制度がすでに機能しており、これまで444,603人に対して一人当たり500コルナ/日が支給されている。

●内閣は、電子売上登録（EET）に関して、その使用義務撤廃時期を2020年末まで延長することを決定した。

●内閣は、産業貿易省が提出した新たなコロナ関連経済支援概案に賛意を表明。これは4～6月の事業所賃貸料の50%を国が負担することを定めるもの。但し賃貸者が賃貸料を30%差し引くことを保証することが条件となる。

●チェコ経済新聞の報道によると、AGC Automotive Czech（旭硝子の子会社）が今年末までに従業員を大量解雇すると労働局に報告した。大量解雇の報告義務は、解雇対象人数が全従業員の10%を超えるとときに課される。同社の従業員数は2,400人。この他石炭採掘会社 Sokolovská uhelná は第3四半期に1,000人を、さらにアグロフェルト・グループに属する製パン会社 Delta（本社ブルノ）は160人を解雇する予定。（出所：Hospodářské noviny、記者名：Petr Zenkner）

●チェコ商工会議所が4月21～23日に国内796社を対象に実施した調査の結果、半数が解雇の予定なしと回答している。

●オランダの航空会社 KLM は、プラハ＝アムステルダム便を再開した。

●シュコダ・オートの第1四半期の全世

界生産台数は232,900台で、前年同期比約25%減少した。その営業利益は3億700万ユーロ（同25%減）、売上は48億5,000万ユーロ（1.4%減）だった。

- マラーチョヴァー労働・社会福祉相は、現行のアンチウイルス・プログラム拡大案として、企業負担の社会保険料の一部を免除することを検討していると述べた。現在のところ、1～3月の売上高15%減、30%減の2ケースに分けて、それに応じた免除がなされることが提案されている。

5日 ●下院は、個人事業者への補助金（1日当たり500コルナ）支給期間の延長（5月1日以降の継続）を可決した。

6日 ●下院は、小規模有限会社出資者への補助金、EET免除期間延長を可決した。

- 保健省により、26,500人を対象に実施された検査の結果、抗体を持つ人の割合はわずか0.4%であることがわかった。集団免疫率は4～5%と極めて低い。ヴォイチェフ保健相は、これは、各種制限が再び強化されることを意味するものではないが、局地的な多発への対応が検討されると述べた。

- 統計局によると、3月の小売売上（自動車部門を除く）は前年同月比8.9%減少した。自動車部門の売上は同29.5%減。商品別では、衣類・靴が65%と最大減少率を示しており、スポーツ・レクリエーション用品が△50%でこれに続いている。一方、Eショップの売上は20.8%増、医薬・医療品9.1%増となっている。

- 欧州委員会は最新経済見通しを発表。その中でチェコのGDP成長率に関して2020年△6.2%、2021年+5%と予測している。EU全体では2020年△7.4%の予想。

- 自動車輸入者連盟によると、1～4月

の国内乗用車（新車）売上台数は60,873台で、前年同期比26.3%減少した。4月単独では10,679台で前年同月比53%減となっている。政府のコロナ対策により、自動車販売店は4月20日まで閉店を余儀なくされていた。

- チェコは、米国と5G共同宣言に署名した。詳細→

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/05/5d566fd729b504f1.html>

7日 ●中銀は、政策金利を0.25%に引き下げ、また今年のGDP成長率△8%との予測を発表した。詳細→

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/05/3653914212352a58.html>

- 内閣は、社会保険料雇用者負担分の3ヵ月（5～7月）支払いの最長10月20日までの延期を可能とする法案を可決した。但し支払い延期には通常の20%の罰金が科される。

- 内閣は、新型コロナウイルスに関して保健省の権限強化に関することを定めた（但し同省の決定には内閣の承認が必要とされる）、2020年末までと期限付きの「緊急措置法」を承認した。これは、緊急事態宣言終了後、既に裁判所が「違法」と判断した、公的保健法に基づく保健省令に依存せずに済むように、他の法律基準の確立を意図したものの。

- 統計局によると、第1四半期の貿易収支は前年比輸出5.1%減、輸入4.5%減で、406億コルナの黒字であった。黒字額は82億コルナ減少した。3月単独では、前年同月比輸出13.3%減、輸入9.9%減で、黒字額は前年同月比80%減の31億コルナにとどまった。特に自動車の貿易収支黒字額が、前年同月比129億コルナ減となっている。

- 統計局によると、3月の工業生産は前

年同月比 10.8%減少し、減少率は 2009年8月以降最高を記録した。前月比では 8.7%減。自動車部門では前年同月比約 25%減となっている。工業部門の従業員数は前年同月比 2.6%減少、平均賃金は同 3.2%上昇した。

●統計局によると、建設工事は前年同月比 2.3%、前月比 3.1%それぞれ減少した。

●労働局によると、4月の失業率は 3.4%で、3月の 3%より上昇した。求職者数 254,000人は、2018年4月以降最高を記録した。求人数は 333,000で、前月比 9,500減少した。失業率を州別にみると、最低はプラハの 2.0%、最高はモラヴィア・シレジア州の 4.6%となっている。

●チェコ航空は、以下の5月の欧州便運航再開スケジュールを発表。5月18日より：アムステルダム、フランクフルト、パリ、ストックホルム便、5月24日より：キエフ便、5月25日より：オデッサ、ブカレスト便

●シュコダ・オートは、本日より国内2工場に3シフト生産体制に戻る。

10日 ●テレビ討論番組で、ライフアイゼン銀行のアナリスト、ヘレナ・ホルスカー氏は、内閣が GDP の 20%の経済支援を約束しているが、実際はこれを大幅に下回っていると指摘した。また第4四半期にも生産・営業休止の事態が再現した場合には、GDP 成長率は△6~7%では収まらず、2桁となるであろうと警告した。また経済アナリストで、欧州議会議員でもあるルジェック・ニーデルマエル氏は、スイス、ドイツでは数日のうちに導入されていることが、チェコでは数週間かかっていると指摘した。

11日 ●内閣は、5月25日付で屋外におけるマスク着用義務を撤廃することを決定

した。屋内、タクシーを含む公共交通機関内などでの着用義務は継続される。

●統計局によると、第1四半期に国内宿泊施設を利用した外国人観光客の数は 1481,928人で、前年同期比 26.1%減少した。3月単独では前年同月比 73.9%減となっている。1~3月の数を国籍別にみると、トップはドイツ人（前年同期比 17.4%減）、以下ロシア人（11%減）、ポーランド人（15%減）と続いている。アジア地域ではトップの韓国人（総合10位）は 54.4%減少した。中国人も 50%以上減少し、トップ10圏外となった。

●内閣は、消費税法改正案を可決した。これは EU の第三国の E コマースに関する新規規則に基づくもので、2021年より、現在 VAT 課税対象外となっている 22ユーロ以下の商品輸入の際にも VAT が課税されることを定めたもの。チェコ郵便によると、昨年中国から国内に郵送された小型郵便物は 2,800万個で、2018年の 2,500万個より増大した。

●報道によると、チェコ鉄道は国際列車運行を5月末~6月に再開する予定。一方 RegioJet はドレスデン、ベルリン便のバス運行を13日から、ウィーン便を18日から再開すると発表した。

●ゼマン大統領は、警察権限に関する法律改正案に署名した。これにより、新型コロナウイルスに関連する法令違反を犯した場合、警察にその場で1万コルナの罰金を徴収する権利を与えられることになる。

12日 ●財務省が国内13の経済研究所を対象に実施した調査の結果、今年の GDP 成長率予測平均値は△7.6%、2021年は+5.8%であった。

●財務省は、これまで承認された新型コ

コロナウイルス関連経済対策のコストは11,300億コルナ（GDP比20.4%）と発表。

13日●下院は、社会保険料雇用者負担分の3ヵ月（5～7月）支払い延期を定めた法案を可決した。

●下院は、子供ケア手当を6月末まで平均賃金の80%とすることを定めた法案を可決した。同手当は、学校が再開したが任意で子供を通学させない場合にも適用される。その場合は理由を示す必要があるが、理由としては、学校に十分なキャパシティーがない場合、子供が糖尿病、肥満などコロナウイルス感染危険性が高い場合、65歳以上の高齢者と同居している場合などが認められる。

●統計局によると、4月の消費者物価上昇率は前年同月比3.2%で、3月の3.4%よりやや減少。前月比では0.2%減。これは主として燃料費値下げのため（前月比△10%）。燃料費は前年同月比では16.7%減少した。一方食品価格は高騰、中でも果物は前年同月比24.7%と大幅に上昇した。

●上院は、小規模有限会社出資者への補助金支給を定めた法律に関して、財源は所得税収（国家および地方自治体に分配される）ではなく、100%国家予算から支出されるべきとして、同法案を下院に差し戻した。またEET免除期間延長を定めた法案についても、EET義務対象部門の拡大を2023年6月30日まで延期する条項を追加して、下院に差し戻した。

●航空管制局によると、4月にチェコ領空を通過した航空機の数12,125機で、前年同月比83.5%減少した。

14日●シレロヴァー財務相は、テレビ・インタビューで、いわゆるデジタル税の税率を現法案で提案されている7%か

ら5%に引き下げることに関して提議すると述べた。デジタル税は、グーグル、フェースブック、アップル、アマゾンなど、全世界売上が7.5億ユーロ以上、チェコ国内売り上げが1億コルナ以上の巨大ネット企業を対象としたもので、現在下院の審議過程にある。

15日●統計局の速報によると、第1四半期のGDP成長率は前年同期比△2.2%、前期比△3.6%で、減少高は2009年の金融危機以降最大を記録した。その要因は、新型コロナウイルス感染拡大とその防止策による外需および民間投資の激減、および個人需要の減少。一方政府消費は堅調な伸びを示した。アナリストは、経済成長は第2四半期に底打ちするものと予想している。

●ルスノク中銀総裁は、テレビのインタビューで為替介入実施はあり得ないと述べた。

17日●ハヴリーチェック産業貿易相は、チェコ航空の株主（98%）であるSmartwings社救済のため、同社を国が完全買収する可能性もあると述べた。

18日●内閣は無利子融資保証プログラムCOVID IIIを承認した。これは最高5千万コルナの融資に対して、従業員250人未満の企業に対して最高90%、従業員250人以上500人以下の企業に対して最高80%を国が最長3年間保証するもの。

●内閣は、4～6月の小売り・サービス提供が国のコロナ対策のため不可能となった事業者に対して、その事業所賃貸料の50%を国が負担することを定めたプログラム（COVID Nájemné）を可決。但し賃貸者が賃貸料を30%差し引くことを保証することが条件となる。但し1事業者あたりの支援金額は1,000万コルナ内に制限される。

- ヴォイチェフ保健相は、閣議後の記者会見で、19日付で高温の職場あるいは事務所内におけるマスク着用義務を撤廃すると述べた。但し2メートル以上のソーシャルディスタンスが維持できることが条件。
- ハマーチェク内務相はツイッターで「5月26日より、越境指定場所が追加され、さらにこれまで全員が対象となっていた国境検査がランダム検査となる。但し再入国時の（一部例外を除く）コロナテスト結果が陰性であるとの証明書掲示義務はそのまま維持される」と発表。
- ヴォイチェフ保健相は、「6月8日からチェコ再入国時の、テスト陰性結果提示義務は、指定の高リスク地域からの入国者に限定することも可能」と述べた。
- 内閣は、コロナウイルス感染拡大第2派に備えて、全額37億コルナ分（2ヵ月分にあたる）を防護品備蓄にあてる旨を決定した。うち18億コルナ分は完成品（国の倉庫に保存）購入、残りは原料、半製品購入に利用される。これら原料、半製品は入札で選ばれた、完成品に加工する企業の倉庫に保管される。備蓄品は各省庁、地方自治体の要望をまとめて国家備蓄管理局（SHR）が購入を行う。
- Smartwings は、チェコ政府に対しては会社買収ではなく、融資あるいは融資保証を求めていると述べた。
- チェコトレードが4月に国内138の輸出企業を対象に実施したコロナ影響に関する調査の結果、75%が「自力でコロナ危機を乗り越えることは不可能」と考えていることがわかった。また全体の40%が「受注が減少あるいは停滞した」、33%が「国境閉鎖により発生した問題に取り組んでいる」と回答している。
- チェコ商工会議所が4月上旬に240社を対象に実施した調査の結果、全体の20%が外国人労働者の帰国が事業に影響を及ぼしていることがわかった。240社のうち233社が政府のウクライナ人などを対象とした高スキル労働者雇用スキームを利用しており、該当する外国人労働者数は総計3,625人におよんでいる。
- 19日 ● 自動車工業会によると、4月の国内乗用車生産台数は14,589台で、前年同月比88.5%減少した。1~4月では337,497台（前年同期比31.1%減）で、その内訳はシュコダ・オート218,374台（29.6%減）、現代チェコ65,890台（35.3%減）、TPCA 53,233台（31.5%減）となっている。一方欧州自動車工業会の統計によると、EU内における4月の乗用車新規登録台数は270,682台で、前年同月比76.3%減少した。
- フランス＝チェコ商工会議所が会員企業103社を対象に、3月20~27日に実施した調査の結果、コロナ影響のため全体の59%が企業活動を制限あるいは休止したことがわかった。企業活動の障害要素としては「需要が減少あるいは皆無となったこと」を挙げている企業が72%で最も多かった。また従業員に関しては、解雇を計画していない企業が50%、新規雇用を計画していない企業が64%となっている。
- ネクセン・タイヤ（ジャテツ市）のスポークスマンによると、同社は6月1日より通常生産体制を開始する。同社は3月27日より生産を制限しており、現時点での出勤者は全従業員860人の半数ほどにとどまっ

いる。

20日 ●上院は、社会保険料雇用者負担分の3ヵ月（5～7月）支払い延期に関する罰金減額法案、および子供ケア手当を6月末まで平均賃金の80%とすることを定めた法案を可決した。

●マラーチョヴァー労働・社会福祉相は、大企業に対して Antivirus プログラムを8月末まで延長し、さらに従業員50人未満の企業に対して雇用者負担分社会保険料の支払いを免除することを25日の閣議で提議すると述べた。保険料免除の条件としては、被雇用者の90%および賃金総額の90%を維持していることを提案している。保険料支払い免除には、バビシュ首相、シレロヴァー財務相も賛意を表明している。

●ビール醸造者連盟によると、2019年の国内ビール生産量は2,160万ヘクトリットルで、前年比1.6%増。輸出は540万ヘクトリットルで4.4%増、輸入は43万7,000ヘクトリットルで10.6%増大した。国内消費量は1,690万ヘクトリットルで、前年比上昇率は0.9%にとどまった。

●内務省が開示した情報を基に Zdobry.cz が報道したところによると、中国製感染防具の輸送費として、チェコは中国東方航空の子会社に7億800万コルナを支払った。

21日 ●大統領は、社会保険料雇用者負担分の3ヵ月（5～7月）支払い延期に関する罰金減額法案に署名した。

●産業連盟が5月11～14日に国内242社を対象に実施した調査の結果、5、6月の受注に関して、20%減を予想している企業は全体の70%で、4月初旬調査時の43.5%より増加した。40%以上減少を予想している企業は48%で、4月の23%より増大。また

輸出企業の82%が輸出による売上額減少を予想しており、うち35%が40%以上減を予想していることがわかった。

●国営チェコ・モラビア保証開発銀行によると、同行は5月21日までに COVID プログラムを介して、1,800社に対して総計115億コルナ分の支援を承認した。

●ペトシーチェック現外相（CSSD）、ザオラーレック現文化相（元外相、CSSD）、シュワルツェンベルク元外相（TOP 09）が、連名で、当地新聞に、米国トランプ大統領とイスラエルのネタニヤフ首相の中東和平案（パレスチナ自治区があるヨルダン川西岸のユダヤ人入植地をイスラエル領とすることを定めたもの）に反対する記事を公表したことに対して、ゼマン大統領、バビシュ首相は「この見解はチェコの外交政策に反するもの」として批判した。

25日 ●内閣は、企業従業員の賃金補填プログラム（Antivirus）の対象期間を現状の5月末までから8月末まで延長することを決定した。同時 Antivirus の拡大を承認、議会が可決すれば、新たに従業員50人未満の企業を対象に、雇用者負担分社会保険料（グロス賃金の24.8%）の6～8月の支払いが免除される。但し雇用数および賃金額が、3月比で90%以上であることが条件。

●内閣は、コロナ対策としての新たな税務パッケージを可決。これは以下を定めたもの①宿泊サービス提供、文化・スポーツのイベントへの入場料、スキー・リフト、サウナ利用にかかる VAT を15%から10%に引き下げる ②3.5トン超のトラックに関して、道路税を今年初めにさかのぼ

- って25%引き下げる ③企業に対して、欠損金の2期繰り戻しを可能とする ④地方自治体が不動産税免税を決定できる条件に「パンデミックの発生時」も追加する（現在「災害時」に限定）。
- 内閣は、26日付で、2メートルのソーシャルディスタンスがとれることを条件に、オフィス以外の職場においてもマスク着用義務を撤廃した。
 - 内閣は、高齢者などに限定していた8～10時の食品店等利用時間を撤廃した。
 - 26日より、ドイツ、オーストリアとの全ての越境地点（鉄道・水路を含む）が開放され、且つこれまで全員が対象となっていた（再）入国時の国境検査がランダム検査となる。
 - 26日付で、ブルノ、オストラバ、カルロビ・バリ、パルドビツェ、およびプラハ＝クベリの空港も、シェンゲン地域発着便利用可能となる（これまではプラハのヴァーツラフ・ハベル国際空港のみであった）。
 - プラハ空港管理局のCEO、ヴァーツラフ・ジェホシュ氏は、長距離便の中では、韓国便が近々再開される予定で、エミレーツが7月に予定しているプラハ＝ドバイ便再開は、ずれ込む可能性もあると述べた。
 - チェコ国民、チェコの長期滞在・永住許可を持つEU国民、およびその家族としてチェコ永住権を持つ第三国の外国人は、26日より、スロバキアとハンガリーへの出国および両国からの入国に際して、滞在期間が48時間以内であれば、コロナテスト、および自宅隔離の義務が免除される。
 - TPCA、本日付で生産を再開。
 - チェコ貯金局の分析によると、チェコ国内のロックダウン期間における外食消費額は、通常の約50%に減少した。コロナ感染拡大前のチェコの国民一人当たり消費額は、年間15,850コルナであった。レストランのオーナーを対象に実施した聞き取り調査の結果、営業制限解除後も全体の25%が再開しないと回答している。
 - チェコ経済新聞の報道によると、21日に大統領が署名した、社会保険料雇用者負担分の3ヵ月（5～7月）支払い延期に関する罰金減額を定めた法律は、9月1日以降雇用者に対して、新規雇用あるいは解雇の社会保険局への通知を翌労働日までに行うことを義務づけている（現在8日以内）。この義務不履行の罰金額は最高2万コルナに設定されている。
 - CSSDのハマーチェック党首は、当地新聞で、米国トランプ大統領とイスラエルのネタニヤフ首相の中東和平案反対の記事を連名で発表したことに関して、これによりペトシーチェック外相を解任する意志はないと述べた。
- 26日 ●スマートウィングスは、格安航空運行を6月10日、クロアチアのスプリット便から再開。7月にはギリシャ17カ所をはじめ夏のリゾート地往復便が再開される。また同社配下にあるチェコ航空は、6月15日にスロバキアのコチツェ便（週3便）、16日ブダペスト便（週3便）、17日アイスランド便（週2便）を再開する。また25日にはロンドン・ヒースロー便の就航が開始される（毎日）。
- 27日 ●下院は、上院が差し戻した小規模有限会社出資者への補助金に関する法律を再度可決した。またEET免除期間延長を定めた法案についても、EET義務対象部門の拡大を2023年6月30日まで延期する条項を追加した上院案を

棄却し、2020年末までの延期を定めた政府案を可決した。

- 報道によると、ウクライナ国内のチェコ在外公館で、ウクライナ人労働者向けビザ申請受付・発給が再開された。但しEUのコロナ感染防止対策により、現在のところ農業、林業部門などの季節労働者に限られており、建設部門はこれに含まれない。CEEC Researchの調査によると、国内企業が雇用していた外国人のうち26%が現在不足している。

28日 ●ゼマン大統領は、小規模有限会社出資者への補助金に関する法律、およびEET義務対象部門の拡大を2020年末までの延期を定めた政府案を可決した。

- 欧州委員会が提案している7,500億ユーロの復興基金に関して、バビシュ首相はEU諸国民に何代にもわたって負債を強いるもので、金額が多額すぎる、EUはコロナ復興に必要な分だけ調達すべきとして批判した。また復興基金の分配方法については、失業率に重点を置いて分配額を決定するのは、失業者を出さないよう努力した国に対して罰則を与えるようなものとして、これも強く批判している。チェコへの割当額は192億コルナと見積もられている。国内経済アナリストは、「イタリア、スペインなどチェコの貿易相手国が支援されれば、チェコも恩恵を受けることになる」と指摘している。報道によると、復興基金案に反対しているのはハンガリーとチェコのみ。
- 内閣は、ドゥコヴァニ原発の拡張コストに関して、チェコ電力(CEZ)にコスト総額60億ユーロの70%を貸し付けることで合意した。これには野党も同意を示している。
- 調査会社Randstadが5月1～15日に

国内企業650社を対象に実施したコロナ人事対策に関する調査の結果、すでに全体の27%が解雇による人員削減を行い、22%が強制的に休暇を取得させたことがわかった。この他19%がボーナス減額、18%が一時帰休となっている。変更なしと回答した企業は全体の27%。

29日 ●下院は、雇用者負担分社会保険料(グロス賃金の24.8%)の6～8月の支払い免除を定めた賃金補助プログラム(Antivirus)拡大を承認。

- 下院はコロナ対策としての税制パッケージを可決。但し欠損金の2期繰り戻しに関しては、繰り戻し額上限3000万コルナが設定された。